

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第2号、多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課主幹 氏家君

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

おはようございます。

それでは、議案第2号、多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び香川県歯と口腔の健康づくり推進条例により、町における歯科口腔保健の推進に関する責務が謳われたことに伴い、この条例を制定しようとするものでございます。

第1条で、町民の歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康の保持増進に寄与することを目的として定めるものでございます。

第2条で、歯と口腔の健康は、健康寿命の延伸に欠くことができないものであり、町民一人ひとりや地域が、歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進するなどの、基本理念について定めるものでございます。

第3条及び第4条で、基本理念を推進する為の、町及び町民の責務について定めるものでございます。

第5条及び第6条並びに第7条で、基本理念を推進する為の、歯科医師等の役割、及び、保健、医療、福祉、教育等に携わる者、並びに事業者の役割を定めるものでございます。

第8条で、歯科口腔保健を推進する為の、基本的施策の実施について定めるもので、(1)から(6)までの基本的施策を計画的に実施するものとし、その計画については、多度津町健康増進計画に盛り込むものでございます。

第9条で、財政上の措置について定めるものであり、第10条で、委任事項について定めるものでございます。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。